

令和7年度国民健康保険税

■ 納税通知書の送付・納付方法

▶ 納付書発送時期

納税通知書・納付書は7月中旬に発送します。7月から令和8年2月まで、8回に分けて納めていただきます。

▶ 納付方法

- 納付書または口座振替となります。
- 納付書で納入の方は、金融機関、コンビニエンスストア、地方税お支払サイトやスマホ決済のいずれかの方法で納期限までに納めてください。
- 口座振替の方は、確実に引き落としができるよう、納期限の前日までに預金残高の確認をお願いします。
- 口座振替を希望される方は、市内金融機関または税務課の窓口でお申し込みください。登録のお手続きには1カ月程度かかります。

■ 特別徴収

特別徴収(年金から天引きによる徴収)となっている方、新しく特別徴収となる方には、7月下旬に特別徴収(本徴収)開始通知書をお送りします。

■ 今年度からの変更点(矢印右が変更後)

▶ 税率等の変更

- 医療分の均等割額が改正 18,800円 ⇒ 19,500円
- 平等割額の改正 20,800円 ⇒ 21,000円
- 支援金分の均等割額が改正 8,500円 ⇒ 9,000円
- 支援金分の平均割額が改正 7,000円 ⇒ 7,500円
- 介護分の所得割の税率が改正 2.8% ⇒ 2.7%

▶ 課税限度額の変更

- 支援金分の課税限度額が改正
【医療分】 65万円 ⇒ 66万円
【支援金分】 24万円 ⇒ 26万円

▶ 軽減判定の判定額の変更

- 5割軽減、2割軽減についての判定額が改正

【5割軽減の計算方法】

世帯主と加入者の前年の所得金額の合計額が下記の場合
▶ 43万円 + 30.5万円(改正前は29.5万円) × 被保険者数 + 10万円 × (一定の給与所得者等の数 - 1) 以下

【2割軽減の計算方法】

世帯主と加入者の前年の所得金額の合計額が下記の場合
▶ 43万円 + 56万円(改正前は54.5万円) × 被保険者数 + 10万円 × (一定の給与所得者等の数 - 1) 以下

令和7年度後期高齢者医療制度

■ 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

限度額適用・標準負担額減額認定証の別途発行はいたしません。資格確認書に所得区分が記載されるため、資格確認書の提示で、限度額が適用されます。なお、マイナ保険証でも限度額が適用されます。

■ 納入通知書の送付について

7月中旬に順次発送します。

国民健康保険への加入・離脱の際にはお手続きをお忘れなく！

マイナ保険証を利用している方も、国民健康保険への加入、離脱には申請が必要となります。必ず市役所でお手続きをお願いします。

■ 保険料の軽減判定(5割軽減・2割軽減)の計算方法が変更となりました

【5割軽減の計算方法】

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額が下記の場合
▶ 43万円 + 30.5万円(改正前は29.5万円) × 被保険者数 + 10万円 × (一定の給与所得者等の数 - 1) 以下

【2割軽減の計算方法】

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額が下記の場合
▶ 43万円 + 56万円(改正前は54.5万円) × 被保険者数 + 10万円 × (一定の給与所得者等の数 - 1) 以下

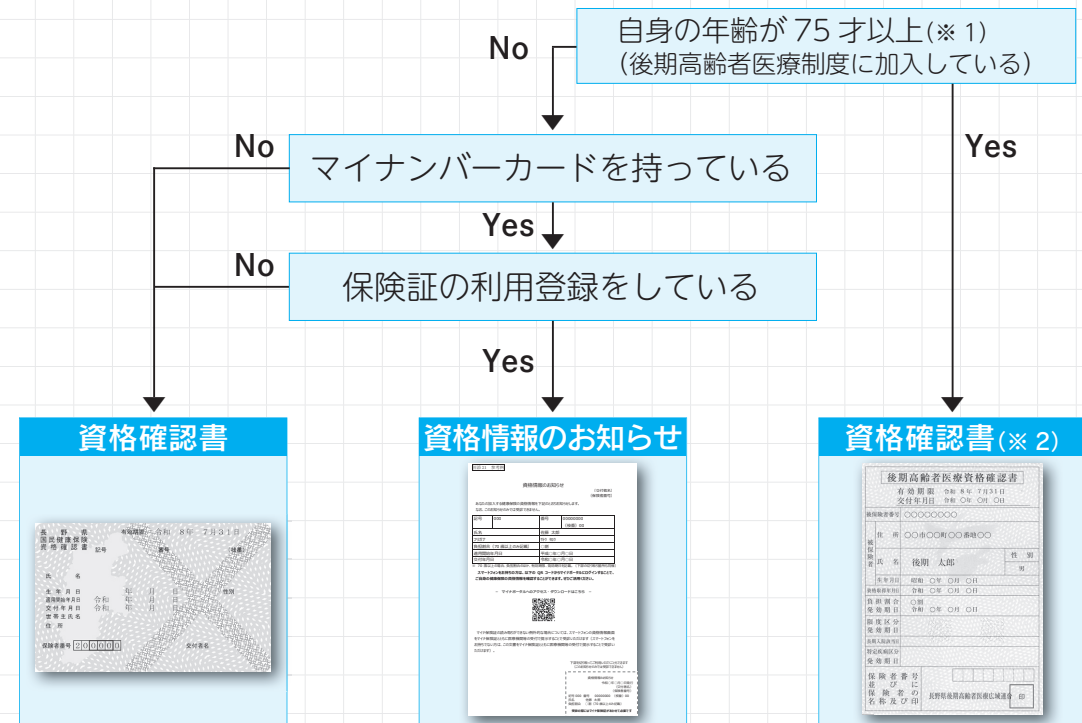
- ☐ 保険資格書類・後期高齢者医療制度に関すること
▶ 市民課 国保年金係
- ☐ 国保税に関すること
▶ 税務課 市民税係

■ 健康保険証に代わり、新しい保険資格書類が届きます

令和6年12月2日以降、従来の保険証は新たに発行されなくなり、マイナンバーカードの健康保険証利用(「マイナ保険証」)を基本とする仕組みに移行しました。

7月中旬以降順次新しい保険資格書類(資格情報のお知らせ・資格確認書)を送付しますが、一人ひとりの状況により送付される保険資格書類が異なります。また、保険資格書類により受診方法等も異なりますので、ご確認ください。

■ お手元に届く保険資格書類



※1 65才から74才の方で一定程度の障がいがあり、加入を希望する場合、申請し認定を受けると後期高齢者医療制度の被保険者となります。加入を希望する場合は、ご相談ください。

※2 後期高齢者医療制度被保険者への資格確認書の一斉発行について国の暫定運用が1年間延長されたため、マイナ保険証の所有有無に関わらず資格確認書を送付します。

※ 写真の書類はイメージです。

■ 資格情報のお知らせが届く方

- ▶ **対象** 国民健康保険被保険者で、マイナ保険証をお持ちの方
- ▶ **有効期限** なし
※ 70才以上の方は1年間(R7/8/1 ~ R8/7/31)
- ▶ **送付方法** 一人につき1通7月中旬から順次発送。
来年の一斉発行から70才未満で券面情報が変わらない場合、新たに送付しませんので大切に保管してください。
- ▶ **受診方法** マイナ保険証で受診してください。「資格情報のお知らせ」だけでは受診できません。受診時にマイナ保険証が読み取れない等の場合にマイナンバーカードと一緒に提示して受診してください。

■ 資格確認書が届く方

- ▶ **対象**
 - 国民健康保険被保険者で、マイナ保険証をお持ちでない方
 - 後期高齢者医療制度被保険者
- ▶ **有効期限** 1年間(R7/8/1 ~ R8/7/31)
※ 国民健康保険被保険者で期間内に70・75歳を迎える方は短くなる場合があります。
- ▶ **送付方法**
 - 【国保】 一世帯につき1通
 - 【後期】 一人につき1通
- ▶ **受診方法**
 - 【国民健康保険 被保険者】
⇒ 資格確認書で受診
 - 【後期高齢者医療制度 被保険者】
⇒ マイナ保険証の方はマイナ保険証もしくは資格確認書で受診。

国民健康保険

後期高齢者医療制度

新しい保険資格書類が届きます